

加入者掛金額変更届【令和8年12月施行事前受付専用】

（第2号被保険者用）

- ・この届出書は掛金を毎月定額拠出で納付中のご加入者様が、令和8年12月施行に伴い、令和8年12月分（令和9年1月引落し）より、掛金額を事前に変更するための専用帳票です。
- ・ご加入者様の運営管理機関あてに、令和8年10月末までにご提出ください。

【ご注意いただきたい点】

- ・この届出書は令和8年12月1日施行前の拠出限度額より多い額となるよう、掛金額を引き上げる場合にご使用いただける事前受付専用帳票です。
 - ※ 令和8年12月1日施行前および施行後の拠出限度額については、下部の【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】の表内にてご確認ください。
 - ※ 上記の条件を満たさない場合は、令和8年12月以降にe-iDeCo（マイナポータルを活用したiDeCoご契約者様向けのオンライン手続きサービス）または通常の届出書（加入者掛金額変更届）でのお手続きとなります。なお、厚生年金のみご加入の方が、月別指定（年単位）拠出への掛金額変更をご希望の場合は、e-iDeCoでのお手続きはいただけません。これらのお手続きの場合のお手続き時期と方法は、ご加入者様の運営管理機関にお問い合わせください。
- ・令和8年11月分（12月引落し）までは、現在設定している掛金額の引落しが行われます。
- ・この届出書のご提出後に被保険者種別や企業年金等の加入状況等に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合があります。
- ・この届出書を複数回ご提出されたり、この届出書と令和8年12月にe-iDeCoで重複してお手続きをされると、ご希望の掛金額へ変更できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

国民年金基金連合会あて

届出書コード		届出区分									
04091		掛金額変更									
基礎年金番号				氏名		生年月日				性別	
フリガナ				フリガナ		5：昭和 7：平成				1：男 2：女	
住所				住所		住所				住所	
フリガナ				フリガナ		フリガナ				フリガナ	
〒				〒		連絡先電話番号（ - - ）				連絡先電話番号（ - - ）	
都道府県				市区町村		都道府県				市区町村	
掛金額区分				■：掛金を毎月定額で納付します		掛金額変更理由				■：令和8年12月iDeCo掛金上限額変更に伴う変更	
個人型年金掛金額				毎月の掛金額＊		毎月の掛金額＊				毎月の掛金額＊	
				千円		千円				千円	
				0		0				0	

＊ 「毎月の掛金額」については、下記の【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】をご確認いただき、該当する「企業年金制度等の加入状況コード」欄の□にチェックの上、【施行前の拠出限度額】超、【施行後の拠出限度額】以下の範囲内でご記入ください。

・ お勤め先で企業年金制度等に加入されていない場合は、「企業年金制度等の加入状況コード」欄の「00」の□にチェックをご記入ください。

＊ iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は、事業主掛金を含めない金額をご記入ください。この場合、加入者掛金は2,000円から指定可能です。

【企業年金等の加入状況に応じたiDeCoの拠出限度額】

- ・ お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は、企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を控除した金額が上限金額になります。
- ・ 企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額についてご不明な場合には、お勤め先の事業主様へご確認ください。
- ・ 国家公務員・地方公務員共済組合の組合員、私立学校教職員共済制度（以下、私学共済といいます。）の加入者及び石炭鉱業年金基金法に規定される坑内員のiDeCoの拠出限度額は、下記の共済掛金相当額等を控除した金額となります。
 - 国家公務員・地方公務員共済組合：8,000円
 - 私学共済：7,000円
 - 坑内員：9,000円

企業年金制度等の加入状況コード		企業年金制度等の加入状況別iDeCoの拠出限度額（月額、令和8年12月施行前後）	
		【施行前の拠出限度額】	【施行後の拠出限度額】
☐ 00	厚生年金のみ	23,000円 ※iDeCo+の対象者の方は、事業主掛金と合算での上限	62,000円 ※iDeCo+の対象者の方は、事業主掛金と合算での上限
☐ 01	企業型DCのみまたは企業型DC+DB	55,000円－（企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額）	62,000円－（企業型DCの事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額）
☐ 02	DBのみ	※20,000円が上限	
☐ 50	国家公務員共済組合	20,000円	54,000円
☐ 51	地方公務員共済組合		
☐ 52	私学共済	20,000円	55,000円
☐ 53	企業型DCやDB等+私学共済	55,000円－（企業型DCの事業主掛金額+私学共済以外の他制度掛金相当額） ※20,000円が上限	55,000円－（企業型DCの事業主掛金額+私学共済以外の他制度掛金相当額）

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関									
9	8	5	5						
三井住友海上火災保険株式会社									

令和8年12月施行対応	
（毎月定額拠出で令和9年1月引落としから掛金額変更をする方の専用届）	

受付金融機関	9：令和	年	月	日	事務処理センター